

竹原市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ネーミングライツ事業の適切な運用を図るため、竹原市広告掲載要綱、竹原市広告掲載基準に基づき、対象となる公共施設等、募集の方法、応募者の選定方法などネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定めるものである。

(ネーミングライツ事業の概要)

第2条 ネーミングライツとは、市が所有する公共施設について、条例、規則等に定める名称（以下「条例上の名称」という。）に代えて使用する通称（以下「愛称」という。）を付与する権利をいう。

2 ネーミングライツ事業とは、公共施設に愛称を付与させる代わりにネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「パートナー」という。）から対価を得る事業をいい、新たな自主財源を確保することにより公共施設等の良好な運営を図ること及び民間のノウハウ等を活用することによる公共施設等の魅力の向上と、地域の活性化を図ることを目的とする。

3 ネーミングライツ事業により愛称が付与された場合においても、条例上の名称は変更しないため、必要に応じて、愛称と条例上の名称を併記すること、条例上の名称のみを使用することがある。

(愛称)

第3条 愛称は、公共施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとする。

2 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの。

- (5) 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの。
- (6) 当該愛称の内容について市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの。
- (7) その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの。

3 利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツ事業の契約期間内において、愛称は変更しない。

(ネーミングライツ事業の手続)

第4条 ネーミングライツ事業は、市が選定した公共施設についてパートナーを募集することにより実施し、募集要項の作成及び募集の受付などパートナー決定までの事務手続は総務企画部総務課において、導入後のパートナーとの事務手続は公共施設の所管において行う。

2 事務手続は次のとおり行うものとする。

- (1) 対象となる公共施設の決定
- (2) 募集条件の決定
- (3) パートナーの募集（市ホームページ、広報たけはら等により周知）
- (4) 審査委員会による審査（優先交渉権者の決定）
- (5) 優先交渉権者との協議
- (6) パートナーの決定
- (7) 契約の締結
- (8) 施設表示等の変更
- (9) 愛称の使用開始

(対象となる公共施設の選定)

第5条 次の条件を満たす公共施設の中から、設置目的、利用状況等を考慮し、ネーミングライツ事業の対象施設を選定する。

- (1) ネーミングライツ事業により、設置目的が妨げられないものであること。
- (2) ネーミングライツ事業による広告効果が見込まれるものであること。
- (3) その他愛称を付与させることが適当と認められるもの。

(ネーミングライツの対価)

第6条 パートナーから得る対価の額は、ネーミングライツ事業の対象となる公共施設の維持管理及び事業運営に係る経費、利用者数、知名度等から当該施設の広告媒体としての価値を総合的に検討したうえで、算定する。

(ネーミングライツ事業の契約期間)

第7条 ネーミングライツ事業の契約期間は、原則として、3年から5年の間とし、施設の性格、指定管理期間等に応じて決定する。

(パートナーの募集方法等)

第8条 募集方法は、原則として、公募とし、市ホームページ、広報たけはら等により周知する。

2 応募資格は、パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できるものとし、個人及び次の事項に該当する法人は応募することができない。

- (1) 竹原市広告掲載基準(平成23年5月1日施行)第2条各号に掲げる業種又は事業者に該当する法人
- (2) 指定管理者制度を導入している公共施設にあっては、指定管理者の事業目的と競合する法人(指定管理者及びその関連企業は除く。)
- (3) その他パートナーとして不相当と認められる法人

3 応募に要した費用は、全て応募者の負担とする。

4 募集期間は、原則として20日以上設けるものとする。

5 市は、必要に応じて、説明会や現地見学会を開催するものとする。

6 応募がなかった場合は、原則として、募集の条件を見直したうえで再度募集を実施する。

(審査委員会)

第9条 優先交渉権者の決定については、対象となる公共施設の所属部課の職員等で構成される審査委員会において審査し、決定する。この場合において、応募者が1者の場合であっても審査委員会で審査を行うものとする。

(優先交渉権者との協議)

第10条 市は、審査により優先交渉権者として決定した者とネーミングライツ事業の契約に係る事項について協議することとし、優先交渉者との協議が整わず、当該優先交渉者が契約を辞退した場合は、次点順位の応募者と協議する。

(パートナーの決定及び公表等)

第11条 優先交渉権者との協議が整った場合は、当該優先交渉権者をパートナーとして決定し、契約を締結するものとする。

2 パートナーとして決定された民間事業者等の名称、愛称、パートナーから得る対価、契約期間等について、市ホームページ、広報たけはら等により公表する。

(ネーミングライツ導入に伴う役割と費用負担)

第12条 市の役割及び費用負担は次に掲げるとおりとする。

(1) 愛称の導入に当たっては、市が自ら積極的に使用し、関係者にその使用を働きかけるものとする。

(2) ネーミングライツの導入時及び契約期間満了時に必要となる市のホームページ、パンフレット、封筒等の印刷物の更新は市の費用負担により行う。

2 パートナーの役割及び費用負担は次に掲げるとおりとする。

(1) 市民や利用者に対し施設の魅力向上に努めるものとする。

(2) 敷地内外の看板等の表示変更及び契約期間終了後の原状回復について、パートナーの費用負担により行うものとする。この場合において、敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととし、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。

(3) 指定管理を行う施設にあつては、ネーミングライツの導入時及び契約期間満了時に必要となる指定管理者のホームページ、パンフレット、封筒等の印刷物の更新はパートナーの費用負担により行う。

(契約の解除)

第13条 パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、市は契約満了を待たず契約を解除できるとし、原状回復に必要な費用は、パートナーが負担するものとする。

(契約期間の満了時の特例)

第14条 市は、契約期間の満了時において、愛称変更による市民の混乱を避けるため、当該パートナーと次回期間の契約について、優先的に交渉できるとする。

附 則

この要綱は、令和2年1月20日から施行する。